

○竹原市都市計画審議会条例

昭和57年3月27日条例第2号

改正

昭和61年3月31日条例第5号

昭和62年6月30日条例第14号

平成3年4月1日条例第9号

平成8年9月1日条例第21号

平成10年10月28日条例第19号

平成12年3月17日条例第1号

平成14年9月30日条例第25号

平成28年3月7日条例第9号

竹原市都市計画審議会条例

(設置)

**第1条** 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、都市計画行政の円滑な運営をはかるため、竹原市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命又は委嘱する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 6人以内

(2) 市議会の議員 2人以内

(3) 関係行政機関若しくは広島県の職員又は市民 2人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

**第4条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員及び専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置き、会長は、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、副会長は、委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(議事)

**第6条** 審議会は、委員及び議案に係るある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に係るある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

**第7条** 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和61年3月31日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和62年6月30日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

**附 則** (平成3年4月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成8年9月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成10年10月28日条例第19号)

この条例は、平成10年11月23日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成10年12月27日から施行する。

**附 則** (平成12年3月17日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年9月30日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年11月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月7日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。